



持続可能な社会づくりと 公民館・ESD



公民館の概要

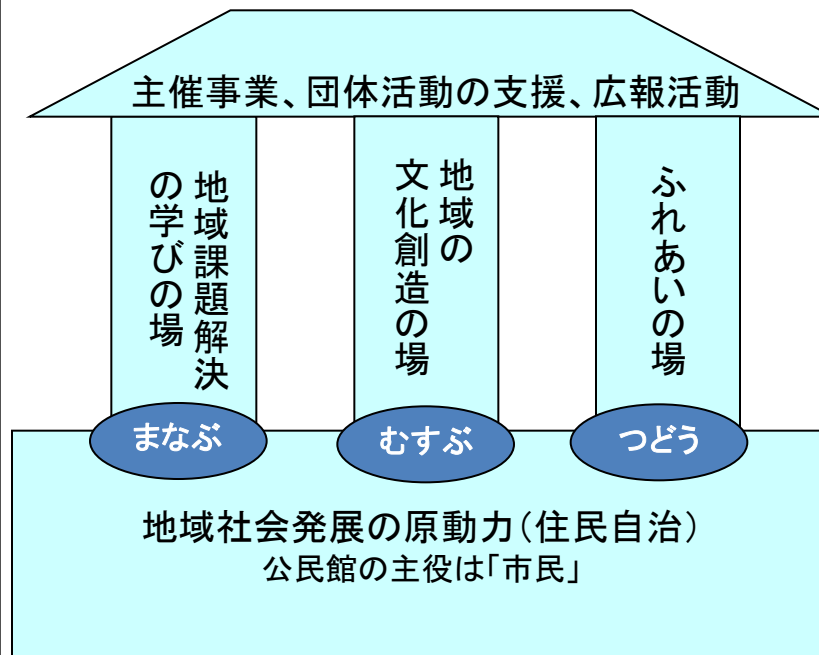
【公民館の建設】

戦後、地域の人々が学び、集うことによって、平和で民主的な社会を築いていくために、1946(昭和21)年から全国の市町村に設置された。

社会教育法

第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。



社会教育法第22条

(公民館の事業)

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

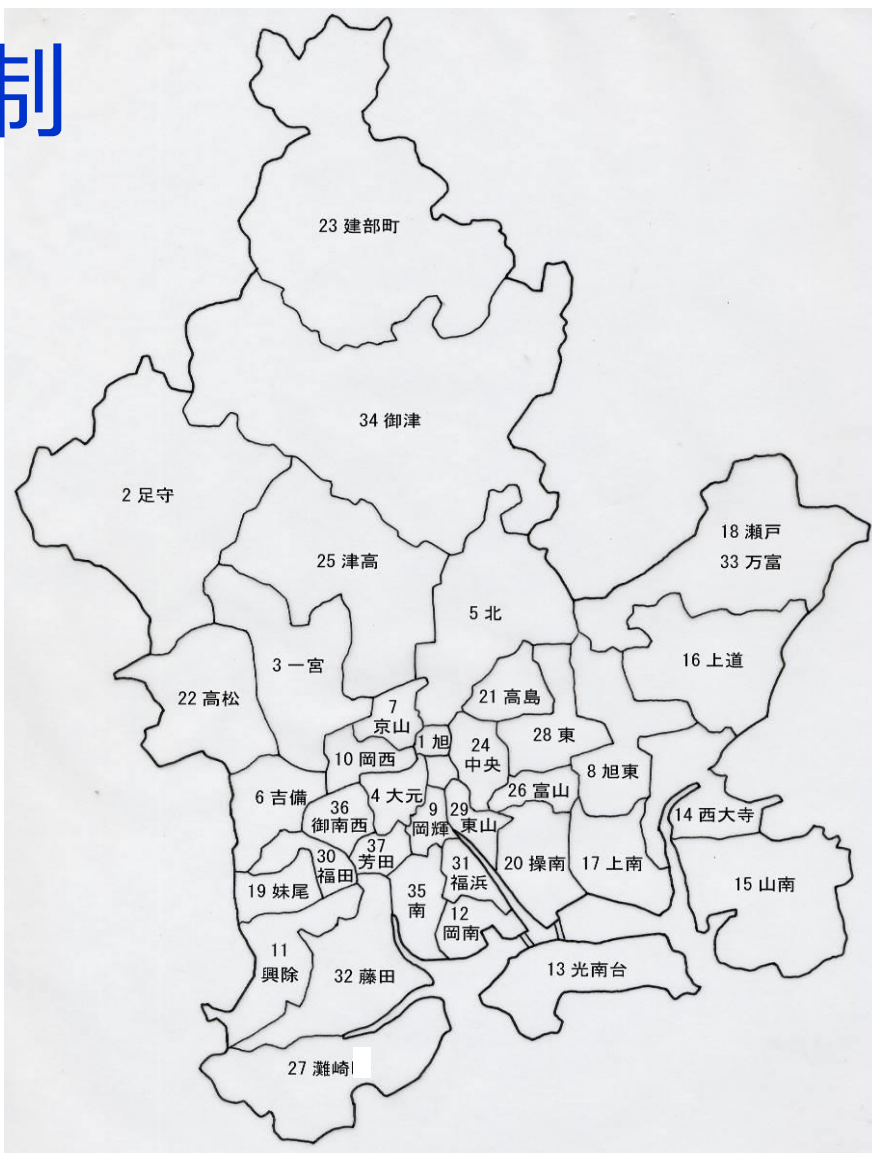
岡山市の公民館の紹介

■ 公民館の数と体制

➤ 中学校区に 1 館の公民館を配置

➤ 中央公民館と36の地区公民館

地区公民館に嘱託館長 1 名、事業担当職員 2 名（1 名は社会教育主事 1 名は事務嘱託）夜間事務嘱託 1 名を配置。他に地域担当職員（市民協働局の嘱託）を各 1 名配置



岡山市の公民館の役割



公民館がハブとなって、人と人、人と団体・機関等を相互につなぎ、コーディネートすることで、地域のネットワークを広げる

岡山市の公民館のミッション

■共生のまちづくりの拠点となること

➤集いの場、学びの場、生涯活躍の場

様々な学びや活動で住民がエンパワーすることが共生のまちづくりの力に

➤地域福祉やボランティアの拠点、NPO等への支援や連携協働、様々な地域での活動のネットワークづくり

果たそうとする具体的な機能

(公民館検討委員会の答申)

- ①地域住民のふれあいの場（気軽なサロン） - 学びとふれ合い、結びつきの場となる
- ②地域の文化創造の拠点 - ゆたかな暮らしを築く学びと文化活動を展開する
- ③自分自身と地域の未来を切り拓く力（課題解決の力）を身につける場となる
- ④時代を拓く共生のまちづくりの拠点となる
- ⑤地域づくりの多様なネットワークのかなめとなる

岡山市の公民館の取り組み

公民館

全体では、のべ134万人が
利用している

主催講座

1,211講座 28万人

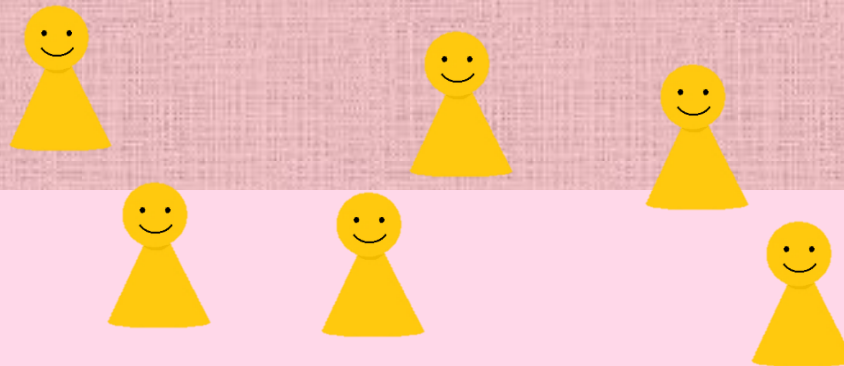


クラブ講座

2,482講座 55万人



地域活動(部屋貸し含)



岡山市の公民館の取り組み

■公民館の事業



子育て・青少年の健全育成



岡山市の公民館の取り組み



安全・安心ネットワーク活動との連携



環境意識の高揚



高齢者の仲間づくりと学習機会の提供



岡山市の公民館の取り組み



共生のまちづくり

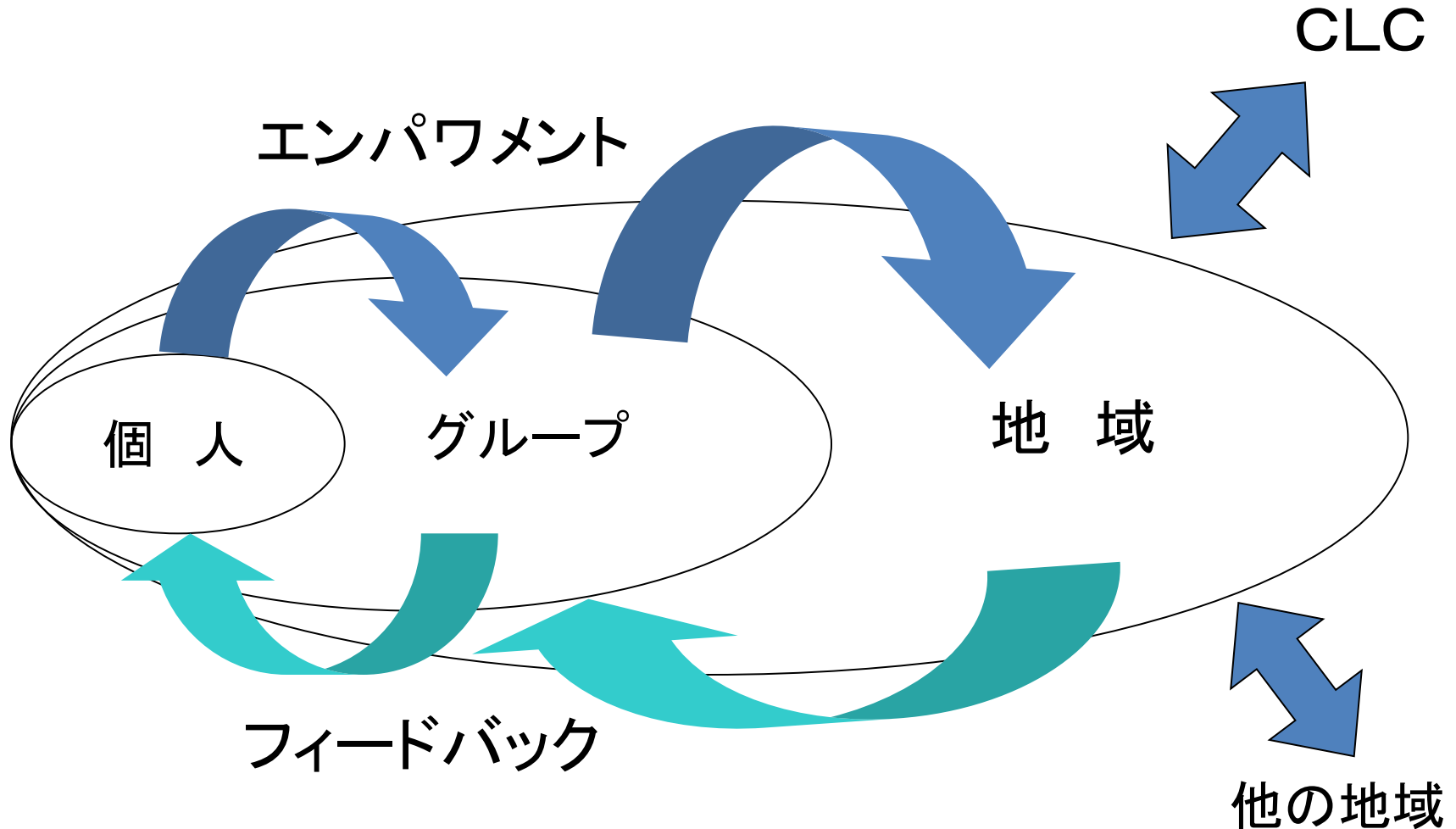


男女共同参画の推進



健康づくりの支援

公民館活動(ESD)の効果

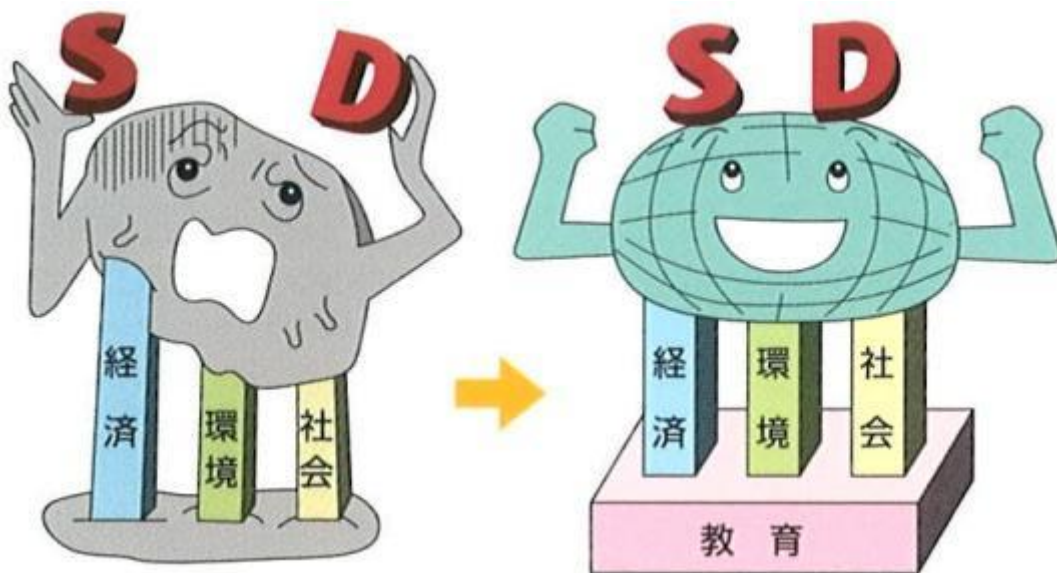


学びによって自己をみがき、豊かな地域社会を作っていくための主体となる人格が形成される。
それによって、地域が豊かになり、他の地域や分野へもつながっていく。=ESD

始まりは地球規模の環境問題の 解決のための取組として

ESD

持続可能な開発のための教育



**環境・経済・社会的公
正**のバランスのとれた
持続可能な社会を実現
するために、必要な**価
値観**や**態度**、**生き方**を
人々が**学び育む**こと



Kominkan-CLC

International Conference on **ESD**

Community-Based Human Development for Sustainable Societies



3日を通して活発な議論・



公民館で



岡西公民館

地域の問題を自分事に
みんなで学び合い、行動へ

地域活動で



京山地区ESD推進協議会

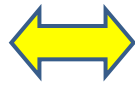
みんなで地域を学ぶ

学校で



藤田地区の学校連携ESD

地域の人とともに、地域を
学び、未来を考える



それぞれで学び
やっつながりを広げる

NPOで



NPO法人ハートオブゴールド

平和、環境、...持続可能な社会
づくりのテーマにとりくむ

大学で



研究及び、若者の社会
参加を進める

企業で



企業活動の中で、多様な
主体と連携した貢献

分野、セクション
を超えてつながる